

○橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則

平成27年12月28日

規則第37号

改正 平成28年3月30日規則第15号

平成29年7月20日規則第23号

(趣旨)

第1条 この規則は、橋本市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年橋本市条例第62号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例別表第1の規則で定める事務)

第2条 条例別表第1各項の規則で定める事務は、別表第1(以下「規則別表第1」という。)左欄に掲げる項番号が示す条例別表第1の項について、当該規則別表第1の項の右欄に掲げる事務とする。

(条例別表第2の規則で定める事務及び情報)

第3条 条例別表第2各項の規則で定める事務は、別表第2(以下「規則別表第2」という。)第1欄に掲げる項番号が示す条例別表第2の項について、当該規則別表第2の項の第2欄に掲げる事務とし、当該条例別表第2の項の規則で定める情報は、当該規則別表第2の項の第3欄に掲げる情報とする。

(条例別表第3の規則で定める事務及び情報)

第4条 条例別表第3各項の規則で定める事務は、別表第3(以下「規則別表第3」という。)第1欄に掲げる項番号が示す条例別表第3の項について、当該規則別表第3の項の第2欄に掲げる事務とし、当該条例別表第3の項の規則で定める情報は、当該規則別表第3の項の第3欄に掲げる情報とする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日)から施行する。

附 則(平成28年3月30日規則第15号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年7月20日規則第23号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

条例別表第 1の項	事務
1	(1) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第148号)第4条に規定する対象者の受給資格の認定に関する事務 (2) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第109号)第2条に規定する申請の受理、その申請にかかる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第3条に規定する重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付に関する事務 (4) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
2	(1) 橋本市老人医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第144号)第3条に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)の資格の確認に関する事務 (2) 橋本市老人医療費の支給に関する条例第5条に規定する対象者の医療費支給申請に関する事務 (3) 橋本市老人医療費の支給に関する条例第6条に規定する対象者の医療費支給決定に関する事務
3	(1) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第136号)第4条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第93号)第4条に規定する橋本市乳幼児医療費受給者証に関する事務

	(4) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第6条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務
4	(1) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例(平成22年橋本市条例第21号)第4条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例施行規則(平成22年橋本市規則第39号)第4条に規定する橋本市小中学生医療費受給者証に関する事務 (4) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例施行規則第6条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務
5	(1) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例(平成18年橋本市条例第137号)第5条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則(平成18年橋本市規則第94号)第4条に規定するひとり親家庭医療費受給者証に関する事務 (4) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第8条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務

別表第2(第3条関係)

条例別表 第2の項	事務	情報
2	(1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の障害児通所給付費、同法第21条の5の4第1項の特例障害児通所給付費、同法第21条の5の12第1項の高額障害児通所給付費、同法第21条の5の29第1項の肢体不自由児通所医療費、同法第24条の26第1項の障害児相談支援給付	(1) 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る生活保護法第19条第1項の保護の実施、同法第24条第1項の保護の開始若しくは同条第9項の保護の変更、同法第25条第1項の職権による保護の開始若しくは同条第2項の職権による保護の変更又は同法第26条の保護の停止若しくは廃

<p>費又は同法第24条の27第1項の特例障害児相談支援給付費の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 児童福祉法第21条の5の8第2項の通所給付決定の変更に関する事務</p> <p>(3) 児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの提供に関する事務</p> <p>(4) 児童福祉法第56条第2項又は第3項の費用の徴収に関する事務</p>	<p>止に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)</p> <p>(2) 当該申請に係る障害児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人等支援給付実施関係情報」という。)</p> <p>(3) 障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条に規定する事項(以下「住民票関係情報」という。)</p> <p>(4) 障害児又は当該障害児の扶養義務者に係る市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項第1号に掲げる市町村民税(個人に係るものに限る。))に関する情報(以下「市町村民税関係情報」という。)</p> <p>(5) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「身体障害者手帳関係情報」という。)</p> <p>(6) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第1項の精神障害者保健福祉手帳の交付及びその程度に関する情報(以下「精神障害者保健福祉手帳関係情報」という。)</p>
---	---

		<p>(7) 療育手帳制度について(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)及び和歌山県療育手帳制度事務取扱要領による療育手帳の交付及びその障害の程度に関する情報(以下「療育手帳関係情報」という。)</p> <p>(8) 当該障害児に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による特別児童扶養手当の受給の有無に関する情報(以下「特別児童扶養手当支給関係情報」という。)</p> <p>(9) 当該障害児及び給付決定保護者と同一世帯に属する者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報(以下「障害児通所支援関係情報」という。)</p> <p>(10) 当該障害児及び給付決定保護者と同一世帯に属する者に係る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による障害者自立支援給付に関する情報(以下「障害者自立支援給付関係情報」という。)</p>
3	<p>(1) 身体障害者福祉法第18条第1項の障害福祉サービスの提供又は同条第2項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務</p> <p>(2) 身体障害者福祉法第38条第1項の費用の徴収に関する事務</p>	<p>(1) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(3) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る住民票関係情報</p> <p>(4) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る市町村民税関係情報</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (5) 身体障害者手帳関係情報 (6) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (7) 療育手帳関係情報 (8) 当該措置を受ける者に係る障害者自立支援給付関係情報
4	<ul style="list-style-type: none"> (1) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の4の障害福祉サービスの提供に関する事務 (2) 知的障害者福祉法第16条第1項の障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務 (3) 知的障害者福祉法第27条の費用の徴収に関する事務 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る生活保護関係情報 (2) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報 (3) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る住民票関係情報 (4) 当該措置を受ける者又はその扶養義務者に係る市町村民税関係情報 (5) 身体障害者手帳関係情報 (6) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (7) 療育手帳関係情報 (8) 当該措置を受ける者に係る障害者自立支援給付関係情報
5	<ul style="list-style-type: none"> (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第19条(同法第26条の5において準用する場合を含む。)の障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の支給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 受給資格者の属する世帯全員に係る住民票関係情報 (2) 受給者若しくはその配偶者又は扶養義務者に係る市町村民税関係情報 (3) 身体障害者手帳関係情報 (4) 精神障害者保健福祉手帳関係情報 (5) 療育手帳関係情報 (6) 当該障害児に係る特別児童扶養手当支給関係情報

	<p>事務(障害児福祉手当又は特別障害者手当に係るものに限る。)</p> <p>(3) 国民年金法の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第7条の規定による改正前の特別児童扶養手当等の支給に関する法律第35条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	
6	<p>(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第6条の自立支援給付の支給に関する事務</p> <p>(2) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第24条第2項の支給決定の変更に関する事務</p> <p>(3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の9第2項の地域相談支援給付決定の変更に関する事務</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第56条第2項の支給認定の変更に関する事務</p> <p>(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第77条又は第78条の地域生活支援事業の実施に関する事務</p>	<p>(1) 対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る中国残留邦人等支援給付実施関係情報</p> <p>(3) 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者と同一の世帯に属する者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(4) 当該申請を行う障害者若しくは当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児の保護者若しくは当該保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(5) 当該申請を行う障害者に係る身体障害者手帳関係情報</p>

		<ul style="list-style-type: none"> (6) 当該申請を行う障害者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報 (7) 当該申請を行う障害者に係る療育手帳関係情報 (8) 当該障害児に係る特別児童扶養手当支給関係情報 (9) 当該障害児及び給付決定保護者と同一世帯に属する者に係る障害児通所支援関係情報 (10) 当該障害児及び給付決定保護者と同一世帯に属する者に係る障害者自立支援給付関係情報 (11) 支給決定障害者等と同一世帯に属する者に係る介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付等に関する情報
7	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予防接種法(昭和23年法律第68号)第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の予防接種の実施に関する事務 (2) 予防接種法第5条第1項又は第6条第1項の予防接種の実施の指示に関する事務 (3) 予防接種法第6条第3項の予防接種の実施に必要な協力に関する事務 (4) 予防接種法第15条第1項の給付の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (5) 予防接種法第15条第1項の給付 	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対象者に係る生活保護関係情報 (2) 対象者に係る住民票関係情報 (3) 対象者に係る身体障害者手帳関係情報

	<p>の支給を受ける権利に係る届出等 (届出又は申出をいう。以下この号 において同じ。)の受理、その届出 等に係る事実についての審査又は その届出等に対する応答に関する 事務</p> <p>(6) 予防接種法第28条の実費の徴収 に関する事務</p>	
8	<p>(1) 健康増進法施行規則(平成15年 厚生労働省令第86号)第4条の2第4 号に定める健康診査の資格の確認 に関する事務</p> <p>(2) がん予防重点健康教育及びがん 検診実施のための指針(平成20年3 月31日厚生労働省健康局長通知)に 基づき実施するがん検診について の受診者の自己負担金に関する事 務</p> <p>(3) 感染症法事業費等国庫負担(補 助)金交付要綱(平成20年12月19日 厚生労働省発健第1219002号)及び 和歌山県健康増進事業費補助金交 付要綱に基づく補助金に関する事 務</p>	<p>(1) 対象者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 世帯員に係る市町村民税関係情報</p>
9	<p>(1) 母子保健法(昭和40年法律第141 号)第20条第1項の養育医療の給付 又は養育医療に要する費用の支給 の申請の受理に関する事務</p> <p>(2) 母子保健法第20条第1項の養育 医療の給付又は養育医療に要する 費用の支給の決定に関する事務</p>	<p>(1) 対象者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 対象者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 世帯員に係る市町村民税関係情報</p>

	(3) 母子保健法第21条の4第1項による養育医療に要する費用の徴収に関する事務	
10	<p>(1) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の認定請求に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 児童扶養手当法による児童扶養手当の額改定請求に係る事実の確認についての審査に関する事務</p> <p>(3) 児童扶養手当法による児童扶養手当の現況届に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) 児童扶養手当法による児童扶養手当の届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	受給資格者、児童、扶養義務者及び同住所に住民票をおく者に係る住民票関係情報
11	<p>(1) 児童手当法(昭和46年法律第73号)第7条第1項(同法第17条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)及び同法附則第2条第3項において適用し、又は準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付(同法附則第2条第1項の給付をいう。)の受給資格及びその額についての認定の請求に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(2) 児童手当法第9条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の児童手当又は特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関</p>	一般受給資格者、配偶者及び児童に係る住民票関係情報

	<p>する事務</p> <p>(3) 児童手当法第12条第1項(同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の未支払の児童手当又は特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(4) 児童手当法第26条(同条第2項を除き、同法附則第2条第3項において準用する場合を含む。)の届出に係る事実についての審査に関する事務</p> <p>(5) 児童手当法施行規則(昭和46年厚生省令第33号)第1条の3の父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査に関する事務</p>	
12	<p>(1) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例第4条に規定する対象者の受給資格の認定に関する事務</p> <p>(2) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第2条に規定する申請の受理、その申請にかかる事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第3条に規定する重度心身障害児(者)医療費受給者証の交付に関する事務</p>	<p>(1) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例第3条に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)及び当該対象者と同一世帯に属する者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 対象者及び当該対象者と同一世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 対象者、当該対象者の配偶者及び当該対象者の扶養義務者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 対象者及び当該対象者の扶養義務者に係る特別児童扶養手当支給関係情報</p> <p>(5) 対象者に係る国民健康保険法(昭和33年法律第192号)による国民健康保険の被保険者等の資格に関する情報(以下</p>

	<p>(4) 橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例施行規則第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>「国民健康保険被保険者等の資格に関する情報」という。)</p> <p>(6) 対象者に係る高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療の被保険者の資格に関する情報(以下「後期高齢者医療保険被保険者等の資格に関する情報」という。)</p> <p>(7) 対象者に係る橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例による乳幼児医療費の受給資格に関する情報</p> <p>(8) 対象者に係る橋本市小中学生医療費の支給に関する条例による小中学生医療費の受給資格に関する情報</p> <p>(9) 対象者に係る橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例によるひとり親家庭医療費の受給資格に関する情報(以下「ひとり親家庭医療費受給資格に関する情報」という。)</p> <p>(10) 対象者に係る身体障害者手帳関係情報</p> <p>(11) 対象者に係る療育手帳関係情報</p>
13	<p>(1) 橋本市老人医療費の支給に関する条例第3条に規定する対象者(以下この項において「対象者」という。)の資格の確認に関する事務</p> <p>(2) 橋本市老人医療費の支給に関する条例第5条に規定する対象者の医療費支給申請に関する事務</p> <p>(3) 橋本市老人医療費の支給に関する条例第6条に規定する対象者の医</p>	<p>(1) 対象者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 高齢者(橋本市老人医療費の支給に関する条例第2条に規定する者)及びその者と同一世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 高齢者(橋本市老人医療費の支給に関する条例第2条に規定する者)及びその者と同一世帯に属する者に係る市町村住民税関係情報</p>

	療費支給決定に関する事務	
14	<p>(1) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例第4条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第4条に規定する橋本市乳幼児医療費受給者証に関する事務</p> <p>(4) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則第6条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務</p>	<p>(1) 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例第3条に規定する対象乳幼児(以下この項において「対象乳幼児」という。)に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 対象乳幼児、対象乳幼児の保護者及び対象乳幼児の保護者の配偶者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 対象乳幼児の保護者及び対象乳幼児の保護者の配偶者に係る市町村民税関係情報</p> <p>(4) 対象乳幼児に係る国民健康保険被保険者等の資格に関する情報</p> <p>(5) 対象乳幼児に係るひとり親家庭医療費受給資格に関する情報</p> <p>(6) 対象乳幼児に係る橋本市重度心身障害児(者)医療費の支給に関する条例による重度心身障害児(者)医療費の受給資格に関する情報(以下「重度心身障害児(者)医療費受給資格に関する情報」という。)</p>
15	<p>(1) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例第4条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例第7条に規定する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>	<p>(1) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例第3条に規定する対象小中学生(以下この項において「対象小中学生」という。)に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 対象小中学生、対象小中学生の保護者及び対象小中学生の保護者の配偶者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 対象小中学生の保護者及び対象小中学生の保護者の配偶者に係る市町村民税関係情報</p>

	<p>(3) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例施行規則第4条に規定する橋本市小中学生医療費受給者証に関する事務</p> <p>(4) 橋本市小中学生医療費の支給に関する条例施行規則第6条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務</p>	<p>(4) 対象小中学生に係る国民健康保険被保険者等の資格に関する情報</p> <p>(5) 対象小中学生に係るひとり親家庭医療費受給資格に関する情報</p> <p>(6) 対象小中学生に係る重度心身障害児(者)医療費受給資格に関する情報</p>
16	<p>(1) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第5条に規定する申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第8条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p> <p>(3) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第4条に規定するひとり親家庭医療費受給者証に関する事務</p> <p>(4) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例施行規則第8条に規定する審査又はその審査結果の通知に関する事務</p>	<p>(1) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第3条に規定する支給対象者(以下この項において「支給対象者」という。)の生活保護関係情報</p> <p>(2) 橋本市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例第5条の申請を行う者(以下この項において「申請者」という。)及び支給対象児童と同一世帯又は同一住所に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 申請者又は当該申請者の配偶者若しくは当該申請者と生計を同じくする扶養義務者に係る道府県民税(地方税法第4条第2項第1号に掲げる道府県民税(個人に係るものに限る。))に関する情報</p> <p>(4) 申請者の配偶者に係る身体障害者手帳関係情報</p> <p>(5) 申請者の配偶者に係る精神障害者保健福祉手帳関係情報</p> <p>(6) 支給対象児童に係る障害者自立支援給付関係情報</p> <p>(7) 支給対象者に係る国民健康保険被保険者等の資格に関する情報</p>

		<p>(8) 申請者に係る後期高齢者医療保険被保険者等の資格に関する情報</p> <p>(9) 支給対象者に係る重度心身障害児(者)医療費受給資格に関する情報</p> <p>(10) 支給対象児童に係る児童福祉法第24条の2第1項の障害児入所給付費、同法第24条の6第1項の高額障害児入所給付費又は同法第24条の7第1項の特定入所障害児食費給付費の支給に関する情報</p> <p>(11) 支給対象児童に係る児童福祉法第27条第1項第3号若しくは第2項又は第27条の2第1項の措置に関する情報</p>
--	--	--

別表第3(第4条関係)

条例別表第3の項	事務	情報
1	学校保健安全法(昭和33年法律第56号)による医療に要する費用についての援助に関する事務	<p>(1) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る生活保護関係情報</p> <p>(2) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る住民票関係情報</p> <p>(3) 学校保健安全法第24条の保護者又は当該保護者同一の世帯に属する者に係る市町村民税関係情報</p>